

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 5 月 1 3 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長 齊 藤 滋 宣

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 9 年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

(2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
---	----------

」を

「

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
---	----------

」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 5 月 2 1 日から施行する。